

### Ⅲ.-5:209 条 新債務者の追加の効果

- (1) 新債務者と債権者との間の契約または新債務者による債権者のための独立した単独行為により、新債務者が追加的に債務者となった場合には、新債務者は、債権者に対して、新債務者と旧債務者との間の関係から生じた権利及び抗弁を主張することができない。そのような契約または単独行為がない場合には、新債務者は、債権者に対して、旧債務者との合意に影響を及ぼす無効原因を主張することができる。
- (2) (1)の定めを反しない限りで、第Ⅲ編第4章第1節（複数の債務者）の規定を適用する。

#### コメント

旧債務者の免責を伴わず、旧債務者が補充的責任を負うにすぎないという約束もない新債務者の追加の一般的な効果は、新旧債務者が連帯責任を負うというものである。これは本条2項〔訳注：前条第2文が正しい〕が規定するところである。連帯責任に関する規定は、すでに債権者債務者間の関係から生じる抗弁と相殺についての効果で定められている。したがって、これらの問題には規定の必要がない。旧債務者の債務の履行のために提供された人的・物的担保が新債務者の追加によって影響を受けないという趣旨の規定も必要がない。なぜならば、その効果は、いずれにせよ、旧債務者が交替したり免責されることなく完全な責任を負い続けるという事実から生じるからである。

新債務者の追加に対して債権者の承諾は必要ないが、新債務者が追加的債務者としての責任を引き受ける旨の債権者との独立の契約を結んでいる場合がある。また、その趣旨のたんなる一方的債務負担をする場合がある。本条1項の第1文は、そのような独立の契約や債務負担がされた場面を扱う。それはⅢ.-5:205条（完全な交替の場合における抗弁、相殺及び担保権に関する効果）の3項と同じ効果である。基本的な考え方は、そのような契約や債務負担の場合の債権者の権利は、[p.1101]新旧債務者間の背景となる合意から切り離されたものとみなされる、ということである。同条のコメントCを参照されたい。しかしながら、そのコメントで述べたように、とりわけ債権者が錯誤の惹起やその契約が錯誤で結ばれることを放置したことに関与している場合には、新旧債務者間の契約に影響を与える合意の欠陥が、新債務者が債権者との契約を取り消すことを、間接的に可能にする場合もありうる。これは、Ⅱ.-7:201条（錯誤）とⅡ.-7:208条（第三者）の適用の結果である。新債務者が責任を引き受ける単純な単独行為が存在する場合にも、これらの規定は適用されるだろう（Ⅱ.-7:101条（適用範囲）3項）。

本条1項の第2文が加えられたのは、連帯責任を負う新債務者の追加には新旧債務者の合意だけで足りるという場合がありうる前条が予定しているからである。そのような場合には、債権者のための独立した契約も法律行為も存在しない。新旧債務者間の契約の有効性に関する問題から債権者を切り離すものは何も存在しない。それゆえ、新債務者は債

権者に対して、詐欺、錯誤、強迫、強制など、旧債務者との契約の効力に影響を与える無効原因のいずれによる主張も認めてやるのが合理的であると思われる。これによって、新債務者が免責されずに残り、再び単独で責任を負うことになるから、債権者は、新債務者の追加前よりも立場が悪化するわけではない。本条 1 項第 2 文のこの規律は、第三者のためにする契約の規定（Ⅱ.-9:302（権利、救済手段及び抗弁））の b 号において採られた問題解決方法と整合している。すなわち、「その契約当事者の一方は、契約の相手方に対抗することのできたすべての抗弁を、第三者に対抗することができる」。

連帯責任に関する任意規定は、債務者間で、等しい割合において責任を負うというものである（Ⅲ.-4:107 条（連帯債務者間の求償））。これは共同債務者間の合意で変更できる。それは債権者には影響せず、債権者は、常に、どの債務者からも全部の履行を請求することができる。

## ノート

1. 抗弁と相殺に関する立場については、Ⅲ.-5:205 条（完全な交替の場合における抗弁、相殺及び担保権に関する効果）のノートを参照。連帯債務者の責任に関する立場については、Ⅲ編 4 章 1 節（複数の債務者）を参照。